

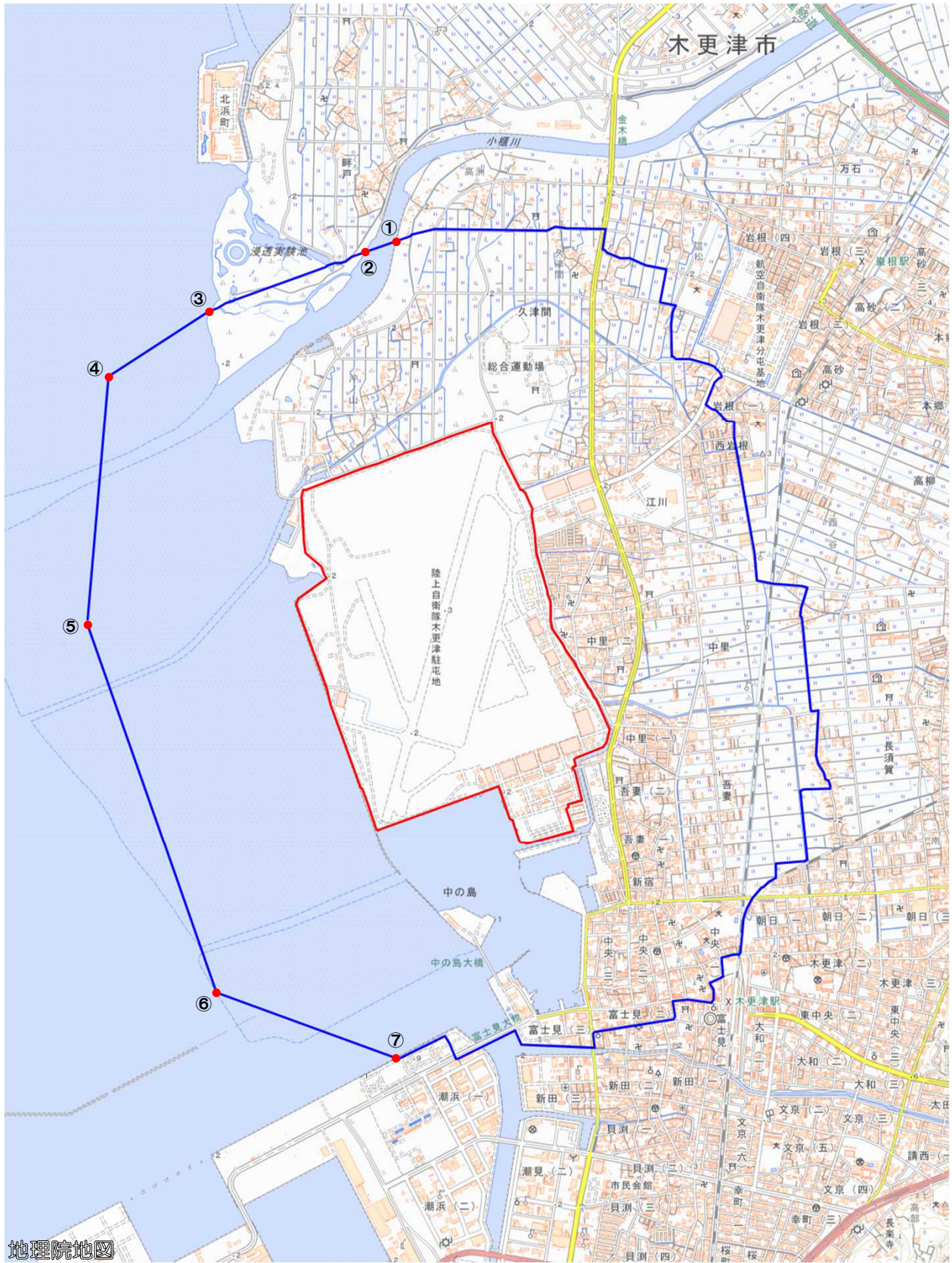
木更津飛行場

対象防衛関係施設の所在地	千葉県木更津市	吾妻ほか
対象防衛関係施設の区域	千葉県木更津市	江川及び久津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県木更津市	吾妻、吾妻一丁目及び二丁目、岩根一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江川、木更津（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、畔戸（次の図面に示す部分に限る。）、潮浜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新宿、中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、中里（次の図面に示す部分に限る。）、中里一丁目及び二丁目、長須賀（次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、西岩根（次の図面に示す部分に限る。）、中の島並びに内港
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十五度二十四分五十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点</li> <li>二 北緯三十五度二十四分五十五秒、東経百三十九度五十四分二十二秒の点</li> <li>三 北緯三十五度二十四分四十五秒、東経百三十九度五十三分五十一秒の点</li> <li>四 北緯三十五度二十四分三十五秒、東経百三十九度五十三分三十一秒の点</li> <li>五 北緯三十五度二十三分五十五秒、東経百三十九度五十三分二十七秒の点</li> <li>六 北緯三十五度二十二分五十六秒、東経百三十九度五十三分五十三秒の点</li> <li>七 北緯三十五度二十二分四十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点</li> </ul>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

# 木更津飛行場周辺地域



地理院地図

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域